

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録(有料)をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- さしかえない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

○安全衛生マネジメント規程②(製造業)

リスクアセスメント規程

承認

制定 平成〇〇年
改定 平成〇〇年

(目的)

第1条 この規程は、〇〇事業場での事業活動に伴う、職場での危険性を洗い出し、リスクを見積もりリスク低減の優先度を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程におけるリスクとは、労働者が職務を遂行するに際してある危険源又は有害因子と接触し、ケガ又は疾病を起すこととそれらが起こり得る可能性(作業の頻度を含める。)の組み合わせを指す。
2 リスクアセスメントとは、リスクを洗い出し、リスクの見積もりレベルを評価することである。

(適用)

第3条 〇〇事業場内で行うすべての作業に適用する。

(リスクの見積もり基準) ③

第4条 リスクの見積もり基準は次の通りとする。

(1) ケガの程度の区分

けがの程度	点数
致命傷	10(死亡、障害等級1~3級)

○メンタルヘルス規程

メンタルヘルス規程①

平成〇〇年〇〇月
平成〇〇年〇〇月

(目的) ②

第1条 この規程は、〇〇株式会社で働く社員のメンタルヘルスに関する自助努力を促進し、関係者が一体となってメンタルヘルスを推進し、心の健康問題を未然に防ぎ、併せて心の健康問題が生じた社員の心身の健康を回復し、社員が健康で安心な職業生活を営む環境を確立することとする。

(メンタルヘルス推進体制) ③

第2条 メンタルヘルスのために、代表取締役社長は、メンタルヘルス推進委員会を設置し、心の健康づくりを推進する。

2 メンタルヘルス推進委員会の組織と役割は以下のとおりとする。

- (1) メンタルヘルス推進責任者
代表取締役社長が指名し、メンタルヘルス推進の責任者となる。
- (2) メンタルヘルス推進担当者
心の健康づくりの推進の実務処理の担当者となり、心の健康度の企画及び計画を行う。また、職場における社員及び管理職にたいし、事業場外の専門家等と連携し、心の健康問題解決を図る。
- (3) 産業医
職場環境等の改善、健康教育、健康相談等において、医学的助言、指導を行う。また、メンタルヘルス推進委員会の活動に協力する。
- (4) 衛生管理者
職場環境等の改善、健康教育、健康相談等において、職場の専門的知識を必要とするものを行い、また、メンタルヘルス

*局所排気装置等の定期自主検査記録表①(別紙)

検査項目	検査方法	検査結果	検査日	検査者
局所排気装置	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
騒音測定装置	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
作業環境測定装置	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第2号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第3号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第4号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第5号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第6号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第7号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第8号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第9号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第10号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第11号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第12号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第13号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第14号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第15号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第16号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第17号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第18号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第19号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第20号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第21号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第22号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第23号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第24号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第25号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第26号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第27号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第28号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第29号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇
労働安全衛生法第57条第1項第30号	測定器による測定	合格	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇

ポイント

① メンタルヘルス規程

メンタルヘルス規程は、事業場のメンタルヘルスケアの実施に関わる事項を、「心の健康づくり計画」として作成することを推奨しています(平18・3・31基発0331001)。この規程例では、職場のメンタルヘルスに関わる基本的な事項について、メンタルヘルス規程として作成し、実施に関わる詳細な事項を別に定める計画として作成しています。

② 目的

メンタルヘルス規程において、事業者が積極的にメンタルヘルスケアを推進する旨の表明に関する事項を定めるべきとされています(平18・3・31基発0331001)。実務上も、事業場としての目的意識を明示することで、関係者に対する動機付けとなります。

③ メンタルヘルス推進体制

メンタルヘルス規程において、心の健康づくりの体制の整備について定めることとされています(平18・3・31基発0331001)。事業場の規模や組織により異なりますが、以下のような役割設定が想定されます。

- ① メンタルヘルス推進責任者
社長、総務部長、人事部長、安全部長など安全衛生・労務管理の最高責任者で、メンタルヘルス推進の実質的責任者となる。
- ② メンタルヘルス推進担当者
総務課長又は総務担当、人事課長又は人事労務担当、安全課長又は安全担当など、メンタルヘルスについて知識を有する安全衛生・労務管理の事務責任者となる。
- ③ 産業医
常時使用する労働者が50名以上の場合に選任することが義務付けられていますが(法13、令5)、メンタルヘルス推進組織においては、医学的知識を有するものとして助言、指導を行います。
- ④ 衛生管理者
常時使用する労働者が50名以上の場合に選任することが義務付けられていますが(法12、令4)、メンタルヘルス推進組織においては、産業医等の助言、指導を踏まえて

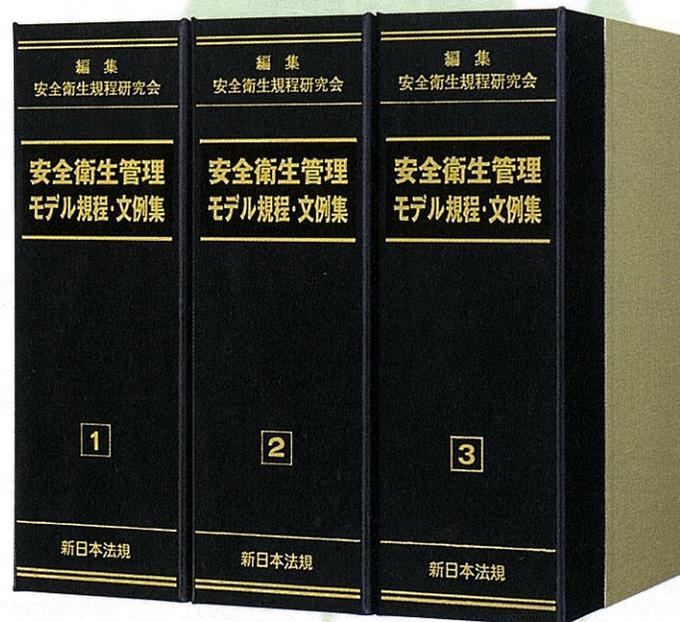
★最新の規程例・文例を多数登載!!

安全衛生管理 モデル規程・文例集

編集 安全衛生規程研究会

代表 東内 一明【東鉄工業(株)顧問・元茨城労働基準局長】
竹本 菊郎【サムスンコーニング精密素材(株)技術顧問・(株)イー・シー・イー顧問】

追録購読者特典 電子書籍版を無料で利用できます。



◆安全衛生管理規程をはじめ、作業別の管理規程、点検記録表・チェックリストなどの書式、社内・社外への通知文など、各種規程・文書のモデル例を登載!

◆規程例・文例ごとに、作成・運用上のポイントや記載上の留意点について、法令根拠を示しながら詳しく解説!

加除式・B5判・全3巻・ケース付・総頁3,762頁
定価19,800円(本体18,000円)送料1,170円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。
(特許第3400925号)



掲載内容

第1章 安全衛生管理と規程のあり方

概説

◆基本的な労働安全衛生法令用語の解説

第2章 安全衛生管理体制

第1 管理全般

概説

1 製造業関係

○安全衛生管理規程①(工場ごとの独立したもの)

○工場安全衛生職務基準

○安全衛生管理規程②(全社的安全管理と混在作業に係る規程を含むもの)

○安全衛生管理規程②-2(安全衛生マネジメントシステムを導入したもの)(鉄鋼・非鉄・金属製品製造業)

○安全衛生管理規程②-3(「機械包括安全基準」を導入)(機械器具製造業)

○安全衛生管理規程②-4(リスクアセスメントを導入したもの)(印刷・製本業)

*印刷・製本作業における「危険性又は有害性の特定の着眼点」(別紙1)

*印刷・製本作業における「主な危険性又は有害性と発生のおそれのある災害の事例」(別紙2)

*リスク見積りの方法(マトリックス法の例)(別紙3)

*印刷・製本業におけるリスクとその低減対策(別紙4)

*リスクアセスメント実施一覧表(実施記載例)(別紙5)

(参考)安全衛生委員会規程

○安全衛生管理規程②-5(一般的食料品製造業)

○衛生管理規程(小規模飲食店)

○派遣労働者安全衛生管理規程(製造業)

2 建設業関係

○安全衛生管理規程③(建設業)

○建設工事安全衛生管理規程

○安全指示書

○是正報告書

○安全衛生管理計画

3 事務所関係

○衛生管理規程(一般事務所)

3の2 陸上貨物運送事業関係

○安全衛生管理規程

(参考1)輸送安全管理規程例

(参考2)運行管理規程例

(参考3)整備管理規程例

4 その他の事業

○衛生管理規程(介護サービス事業)

第2 個別管理

1 安全衛生委員会

○安全衛生委員会規程

○中央安全衛生委員会会則

○専門安全衛生委員会運営基準

○安全衛生委員会議事録

1の2 衛生委員会

○衛生委員会規程(一般事務所)

○衛生委員会規程(小規模飲食店)

○衛生委員会規程(介護サービス事業)

2 工場・建設現場等

○労働災害防止協議会会則

○協力会安全衛生遵守基準

○職長会会則

○計画届出審査委員会会則

*安全衛生関係の規則による計画の届出一覧表(別表1)

*計画届の参画者資格一覧表(別表2)

○計画の届出審査報告書

3 文書管理

○安全衛生文書管理規程

○安全衛生文書管理台帳

4 その他

○各級安全衛生管理者等の職務内容(建設業)

○女性の就業制限業務基準

○年少者の就業制限業務基準

○高齢者労働災害防止規程

○設備機械等点検基準

○設備及び作業基準

(小規模飲食店)

○設備及び作業基準(介護サービス事業)

○安全衛生作業要綱(弁当・惣菜・サンドイッチ等製造業)

○防火管理規程

*防火管理組織図(別表1)

*自衛消防隊組織図(別表2)

○安全衛生管理組織図

○荒天時等の作業中止基準設定要領

○予測災害対策手順書

○安全衛生パトロール実施要領(製造業)

○安全衛生パトロール実施要領(建設業)

○各種表示義務等一覧

第3章 労働災害の原因・態様別管理

第1 リスクマネジメント

概説

○安全衛生マネジメント規程①(建設業)

○リスクアセスメント規程(建設業)

○安全衛生マネジメント規程②(製造業)

*リスク評価表(別紙1)

○中食産業(サンドイッチ、惣菜、弁当、おにぎり等製造業)における労働災害防止リスクアセスメント実施規程

*リスクアセスメント実施記録表(別紙)

*決意表明の例(参考1)

*中食産業の工場が必要とされる法定資格者選任のあらまし(参考2)

○危険予知についての班長の朝礼

○危険防止措置の重要性についての職長の朝礼

第2 機械等による災害防止

概説

1 機械等

○工事用機械等の管理基準

○機械作業災害防止規程

○コンベヤー作業災害防止規程

○プレス作業災害防止規程

*プレス機械・プレス機械の安全装置の定義及び機能の基準(別紙1)

*プレス機械作業標準(別紙2)

*プレス機械の安全装置に関する管理基準・使用基準(別紙3)

*プレス機械及び安全装置の日常点検・定期自主検査等要領(別紙4)

*機械プレス始業前点検チェックリスト(別紙5(1))

*圧搾プレス始業前点検チェックリスト(別紙5(2))

○アーク溶接作業災害防止規程

*アーク溶接装置の構造(別紙1)

*アーク溶接作業標準(別紙2)

*アーク溶接に関する各級の安全管理要領(別紙3)

*アーク溶接作業及び溶接装置の点検・検査要領(別紙4)

*アーク溶接装置自主定期検査チェックリスト(様式1)

*交流アーク溶接機用自動電撃防止装置年次定期検査チェックリスト(様式2)

○産業用ロボット災害防止規程

*産業用ロボットの設置に関する選定基準(別紙2)

*産業用ロボットの設置・変更・移設届(別紙3)

*産業用ロボットにおける作業規程(別紙4)

*産業用ロボットの定期検査規程(別紙5)

2 車両系荷役運搬機械等

○フォークリフトによる作業安全管理規程

○ショベルローダー等による作業安全管理規程

○不整地運搬車による作業安全管理規程

○貨物自動車等による作業安全管理規程

○貨物自動車の過積載等防止規程

○ストラドルキャリアーによる作業安全管理規程

3 車両系建設機械

○車両系建設機械による作業安全管理規程

○コンクリートポンプ車による作業安全管理規程

○車両系建設機械(基礎工事用)及びボーリングマシンによる作業安全管理規程

○高所作業車による作業安全管理規程

4 型枠支保工

○型枠支保工の組立・解体作業安全管理規程

5 爆発火災等

○危険物取扱作業安全管理規程

○ガス溶接作業安全管理規程

○発破作業安全管理規程

6 電気

○電気取扱作業安全管理規程

7 土砂崩壊等

○すい道建設安全管理規程

○土止め支保工の組立・解体作業安全管理規程

○地山の掘削作業安全管理規程

8 貨物等の取扱作業

○貨物等取扱作業安全管理規程

○はい付け、はいくずし等作業安全管理規程

9 建築物の組立て、解体等

○建築物の鉄骨の組立解体等の作業安全管理規程

○鋼橋架設等の作業安全管理規程

○木造建築物の組立て等の作業安全管理規程

○コンクリート造の工作物の解体等の作業安全管理規程

○コンクリート橋架設等の作業安全管理規程

10 作業床・通路等

○墜落等防止安全管理規程(建設業)

○通路等の安全管理規程(建設業)

○足場の安全管理規程(建設業)

○作業構台の安全管理規程(建設業)

11 土石流

○土石流による危険防止の安全管理規程

12 複数事業者による混在作業等

○関係協力会社管理規程

13 機械等の貸与を受ける場合

○機械等貸与規程

○機械等賃貸借契約書

14 特殊設備

○ボイラー管理規程

*ボイラー定期自主検査表(別紙1)

○クレーン管理規程

*クレーン月例点検表(別紙1)

*クレーン始業前点検表(別紙2)

○玉掛用具点検基準

*玉掛用具月例点検記録表(別紙1)

○蒸気煮炊回転釜安全作業規程

第3 有害要因による災害防止

概説

○使い捨て式防じんマスクの使用管理基準

○酸素欠乏危険作業場所に対する作業管理基準

○空気呼吸器管理基準

*空気呼吸器点検チェックリスト(別紙1)

*循環式酸素呼吸器点検チェックリスト(別紙2)

*エアラインマスク点検チェックリスト(別紙3)

○重量物取扱作業管理基準

○手持ち振動工具取扱作業の管理基準

*振動工具3か月定期点検リスト表(別紙1)

○放射線障害予防規程

○放射線障害予防規程運営要領

○放射線取扱主任者の選任名簿(所定様式)

○配置替え時の健康診断依頼・結果通知書(所定様式)

○放射線業務従事者となる者(選任者)の放射線被曝履歴報告書(所定様式)

○管理区域内一時立入者立入許可願書(所定様式)

○管理区域内一時立入者立入許可書(所定様式)

○管理区域内一時立入に係る報告書(所定様式)

○緊急時(火災・爆発)の通報連絡体制(所定様式)

第4 石綿による災害防止

概説

○石綿等使用建築物等の取壊し等作業規程

○石綿解体等作業計画書

第5 保護具等

概説

○保護具管理基準

○保護帽の使用基準

*保護帽の各部取替台帳(別紙)

○安全靴の使用基準

○安全標識基準

○就業制限業務従事資格者規程

○構内交通管理規程

○荷役運搬作業の安全作業手順書

第6 一般事務所

概説

○事務所衛生管理規程

○VDT作業規程

第4章 環境整備

概説

○作業環境管理規程

○事務所環境測定記録表

○温湿度測定記録表

○照度測定記録表

○ガス検知記録表

○騒音測定記録表

○粉じん測定記録表

○酸素濃度・硫化水素測定記録表

○ダイオキシン類濃度測定記録表

○作業環境測定結果記録表(A粉じん用)【厚生労働省モデル】

○作業環境測定結果記録表(B特定化学物質等、鉛、有機溶剤用)【厚生労働省モデル】

○自主作業環境測定の実施要領

○局所排気装置に係る業務分担と点検保全基準

*局所排気装置等の定期自主検査記録表①(別紙)

*局所排気装置等の定期自主検査記録表②(別紙)

*局所排気装置等管理表(別紙)

*局所排気装置等の日常・月次点検記録表(別紙)

第5章 健康管理

第1 健康保持増進対策

概説

○健康管理規程

○健康保持増進計画

○過重労働による健康障害防止計画

○長時間労働者に対する医師面接の案内文

○生活習慣病についての総務課長の朝礼【スピーチ例】

第2 健康診断

概説

○健康診断及び復職基準

○海外派遣者健康診断基準

○定期健康診断実施の案内文

○健康診断再検査のお知らせ

第3 メンタルヘルス

概説

○メンタルヘルス規程

○心の健康づくり計画

○メンタル疾患に関わる休職及び職場復帰基準

○メンタルヘルス相談室開設の案内文

○管理監督者向けメンタルヘルス講習会での総務課長のあいさつ【スピーチ例】

第6章 教育・行事

第1 安全衛生教育

概説

○安全衛生教育規程①(製造業)

○安全衛生教育規程②(建設業)

○安全衛生教育規程③(事務所)

○新規入場者教育実施報告書

○特別安全衛生教育実施の案内文

第2 安全衛生関係行事

概説

○安全衛生表彰規程(全社版)

○協力会安全衛生表彰基準(工場版)

○安全衛生表彰規程(協力会社表彰基準を併せて定める場合)

○全国安全週間の社内通達

○全国衛生週間行事の案内文

○地震避難訓練実施報告書

○安全大会の際の建設会社社長の挨拶【スピーチ例】

○安全週間における工場長の訓話【スピーチ例】

第7章 災害・事故等への対応

第1 労働災害

概説

○労働災害補償規程①

○労働災害補償規程②(通勤災害補償を併せて規定する場合)

○労働災害補償規程

○災害発生時の措置要領

○災害・事故処理報告基準

○災害調査分析基準

○災害・事故処理報告書①

○災害・事故処理報告書②(建設業)

○災害・事故処理報告書③(製造業)

○災害関係者意識調査票①(管理監督者用)

○災害関係者意識調査票②(一般作業員用)

○労働災害調査要因分析表

○怪我をした社員の家族への詫び状①

○怪我をした社員の家族への詫び状②

○示談書①(労働災害に関するもの(死亡の場合))

○示談書②(労働災害に関するもの(障害が残った場合))

第2 緊急事態・火災等